

児童福祉施設の設備及び運営の基準等に関する市民意見募集について

1 趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(地域主権改革一括法)」(平成 23 年法律第 37 号及び平成 23 年法律第 105 号)の公布に伴い、児童福祉法が改正され、これまで厚生労働省令で定められていた次の児童福祉施設の設備及び運営の基準、並びに障害児福祉における通所支援事業及び入所施設の指定基準について、地方自治体が条例で定めることとなりました。

(1)児童福祉施設

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター

(2)指定障害児通所支援事業

指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定保育所等訪問支援

(3)指定障害児入所施設

指定福祉型障害児入所施設、指定医療型障害児入所施設

このことを受け、こども青少年局では、平成 24 年第4回市会定例会において、関係する条例案を上程し、ご審議いただくことを予定しています。

これに先立ち、本市独自の基準として予定している内容や、障害児の施設体系の変更による新たな内容もあることから、「基準に関する骨子案」を作成し、市民意見を募集しますので、その概要をご報告します。

2 骨子案について

改正された児童福祉法第 45 条を受け、既に「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」が施行されています。

また、障害児通所支援事業については、法第 21 条の5の 18 を受けて「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」が、また、障害児入所施設については、法第 24 条の 12 を受けて「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」が施行されています。

本市においては、これら省令の各基準を原則として尊重しながらも、これまでの施設基準や運営の状況等も勘案して、必要な場合には本市独自の基準を設けることを検討してきました。

その結果、現段階では、主に次の4点を独自の内容として盛り込むことを想定しています。

(1) 保育所の居室面積

骨子案の内容	省令の内容
(平成 25 年4月以降開所の保育所) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児 1 人当たり 3.3 m ² 以上とする	乳児又は満2歳に満たない幼児1人当たり、乳児室の面積は 1.65 m ² 以上、ほふく室の面積は 3.3 m ² 以上とする
(平成 25 年3月以前開所の保育所) 当分の間、乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人当たり 2.475 m ² 以上とする	

(理由)

乳幼児がほふくを開始する時期については、乳幼児一人ひとりで異なっており、年度中にほふくする乳幼児の人数に合わせて居室の面積を変更することも困難なため、2歳未満児の保育室については「0歳児及び1歳児の保育室」として整備することが実際には適切です。しかし、この場合の必要面積については、以前から省令では明示されていませんでした。

そこで、本市では、昭和 44 年の神奈川県からの通知を踏まえ、国基準の運用の範囲内として「0歳児及び1歳児 1 人当たり 2.475 m²以上」としてきました。

その後、平成 23 年 10 月に厚生労働省から「0歳児にあつては、満1歳に達する以前にほふくをするに至る子どもが相当数みられる」旨の通知がありまし

た。

このような経過を踏まえ、また、保育の質を高めるために、基本的に「乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児 1 人当たり 3.3 m²以上」とします。

ただし、新たな基準の適用による定員減少という影響を避けるために、既存の保育所については「当分の間、乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人当たり2.475 m²以上」とします。

(2) 保育所の屋外遊戯場

骨子案の内容	省令の内容
満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、屋外遊戯場(市長が特に認めた場合には、保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む)を設ける	満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む)を設ける

(理由)

省令は、従来から保育所の付近に公園等がある場合は、保育所の屋外遊戯場がなくても認可することができるという内容です。

本市では、保育所の付近に公園等がある場合でも、面積が基準の2分の1以上の屋外遊戯場を確保すること、または、駅周辺の保育所ではプール遊び等のできる場所を確保することを認可の条件としてきました。

子どもたちが屋外で安全に遊ぶことのできる環境を維持することは重要であるため、引き続き、現行と同様の取扱いとしていきます。

(3) 保育所等の業務の質の評価

骨子案の内容	省令の内容
業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない	規定なし (乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設については規定あり)

(理由)

省令では、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期

治療施設及び児童自立支援施設については、自己評価及び外部の者による評価に関する規定がある一方、それ以外の施設には業務の質の評価については規定がありません。

本市においては、平成12年の社会福祉事業法の改正による社会福祉法の成立に伴って、福祉事業のサービスの質を向上させるため、これまで、第三者評価の独自基準の作成や受審の普及に取り組んできた経過があります。

こうした経過を踏まえ、このことを義務付け、サービスの質の維持、向上を図る観点から、保育所、障害児関係施設(福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターの4施設)についても、自己評価及び外部の者による評価に関する規定を定めます。

(4) 障害児関係3施設における施設長の資格

骨子案の内容	省令の内容
<p>次のいずれかに該当し、人格が高潔で識見が高く、施設を適切に運営する能力を有する者とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医師であって、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者 ○ 社会福祉士の資格を有する者 ○ 市長が上記2項目と同等以上の能力があると認める者で、指定の講習会を修了した者 	<p>規定なし (乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、医療型障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設については規定あり)</p>

(理由)

省令では、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、医療型障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設については、施設長の資格に関する規定がある一方、それ以外の施設には施設長の資格については規定がありません。

福祉型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターは、児童養護施設や情緒障害児短期治療施設を利用する児童と状態像の近い児童を処遇する場合があるため、児童の処遇面での均衡を図る観点から、これら3施設の施設長についても、医師または社会福祉士の有資格者、あるいは市長が認める者で、指定する講習会の修了者とする旨の資格要件を定めます。

3 市民意見募集について

(1) 募集方法

「広報よこはま10月号」や各施設での掲示により、市民意見募集実施の周知を図るとともに、こども青少年局ホームページや各区役所(広報相談係)において案内を行います。

(2) 募集期間

平成24年9月26日(水)から10月31日(水)まで

(3) 提出方法

意見募集用紙に記入していただき、電子メール、郵送、ファックス又は直接持参いただきます。

なお、意見募集用紙は、ホームページからダウンロードしていただくか、市庁舎1階市民情報センター、各区役所(広報相談係)及びこども青少年局でご用意します。

4 今後の予定

(1) 意見募集の結果

11月下旬に公表予定

(2) 関係議案の上程

平成24年第4回市会定例会予定

(3) 施行時期

平成25年4月1日予定

地域主権改革の概要等

1 地域主権改革(第1次及び第2次一括法等)の概要

- 第1次及び第2次一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（法律第37号及び法律第105号））等の施行に伴い、都道府県から基礎自治体への権限移譲、国の義務付け・枠付けの見直しが行われることになりました。
- 国の義務付け・枠付けの見直しは、これまで国が一律に地方自治体に義務付けてきた基準等を、地方公共団体が自ら設定できるようにすることを目的としたものです。
- 国が一律に定めてきた施設・公物設置管理の基準が、地方自治体の条例に委任されることになりました。
- このことを受け、平成23年5月に児童福祉法が改正され、対象となる各施設の設備及び運営について、国としての基準を示す省令が公布されました。

2 厚生労働省令の概要

- 児童福祉施設の居室面積などの設備、職員の配置数や資格要件、児童の処遇、業務の質の評価などについて、次の省令により、基準が示されています。

(1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(省令第63号)

(施設)

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター

(2) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準(省令第15号)

(事業)

指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定保育所等訪問支援

(3) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(省令第16号)

(施設)

指定福祉型障害児入所施設、指定医療型障害児入所施設

- 省令では、条例を定めるにあたって、条例の内容を拘束する度合いに応じて、各項目を次の3つの類型に整理しています。

従うべき基準

条例の内容を直接に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内、地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

<児童福祉法第45条での規定（抜粋）>

- ・児童福祉施設に配置する従業者及びその員数
- ・児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積
- ・児童福祉施設の設備に関する事項であって児童の健全な発達に密接に関連するもので省令で定めるもの
- ・児童福祉施設の運営に関する事項であって児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するもので省令で定めるもの

標準

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの

- ・保育所の居室の床面積の特例措置（横浜市等35自治体）

参酌すべき基準

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの（「従うべき基準」及び「標準」以外のもの）

<項目例>

- ・児童福祉施設の非常災害設備
- ・児童福祉施設の衛生管理
- ・児童養護施設等の業務の質の評価
- ・保育所の屋外遊戯場

■児童福祉施設の主な基準一覧 (※下線部分が市独自基準 ※施設数は平成24年8月現在)

主な基準	助産施設 (7箇所)	乳児院 (3箇所)	母子生活支援施設 (8箇所)	保育所 (512箇所)	児童厚生施設 (2箇所)	児童養護施設 (10箇所)
設備に関する 基準	(種類) 医療法に規定する第1種助産施設、第2種助産施設	<乳幼児10人以上の場合> (設備) 寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室、便所 (面積) 寝室:1人当たり2.47㎡以上 観察室:1人当たり1.65㎡以上 <乳幼児10人未満の場合> (設備) 養育室、相談室 (面積) 養育室:1室9.91㎡以上、1人当たり2.47㎡以上	(設備) 母子室、集会室、学習室、相談室 (面積) 母子室:1世帯1室30㎡以上、調理設備、浴室、便所を付帯	(設備) 0,1歳:乳児室又はほふく室、医務室、調理室、便所 2歳以上:保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(※)、調理室、便所 ※市長が特に認めた場合は付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所も可 (面積) 乳児室又はほふく室:1人当たり3.3㎡以上(※既存施設については当分の間2.475㎡以上) 保育室又は遊戯室:1人当たり1.98㎡以上 屋外遊戯場:1人当たり3.3㎡以上	(設備) 児童遊園等の屋外施設:広場、遊具、便所 児童館等の屋内施設:集会室、遊戯室、図書室、便所	(設備) 居室、相談室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室(30人以上) (面積) 居室:1室4人以下、1人当たり4.95㎡以上 乳幼児居室:1室6人以下、1人当たり3.3㎡以上
人員に関する 基準	(職員) 医療法に規定する職員、助産師、嘱託医	(職員) 医師、嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士、調理員 (看護師の数) 0,1歳児1.6人当たり1人、2歳児2人当たり1人、3歳児以上4人当たり1人	(職員) 母子支援員、嘱託医、指導員、調理員、心理療法担当職員 (母子支援員の数) 10~19世帯:2人以上 20世帯以上:3人以上	(職員) 保育士、嘱託医、調理員 (保育士の数) 0歳児3人当たり1人、1~2歳児6人当たり1人、3歳児20人当たり1人、4歳児以上30人当たり1人	(職員) 児童の遊びを指導する者	(職員) 児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士、調理員、看護師、心理療法担当職員 (児童指導員及び保育士の数) 0,1歳児1.6人当たり1人、2歳児2人当たり1人、3歳児以上幼児4人当たり1人、少年5.5人当たり1人
運営に関する 基準		(評価) 業務の質の評価を自ら行い、定期的に外部評価を受け、改善を図る。 (長の資格) 長の資格(医師であって、小児保健に関して学識経験を有する者など)を規定。	(評価) 業務の質の評価を自ら行い、定期的に外部評価を受け、改善を図る。 (長の資格) 長の資格(医師であって、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者など)を規定。	(保育の内容) 保育の内容(養護と教育を一体的に行うことをその特性とし、厚生労働大臣が定める保育所保育指針に従う)を規定 (評価) 業務の質の評価を自ら行い、定期的に外部評価を受け、改善を図る。		(評価) 業務の質の評価を自ら行い、定期的に外部評価を受け、改善を図る。 (長の資格) 長の資格(医師であって、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者など)を規定。

参考資料②

■児童福祉施設の主な基準一覧 (※下線部分が市独自基準 ※施設数は平成24年8月現在)

主な基準	福祉型障害児入所施設 (5箇所)	医療型障害児入所施設 (2箇所)	福祉型児童発達支援センター (9箇所)	医療型児童発達支援センター (8箇所)	情緒障害児短期治療施設 (1箇所)
設備に関する基準	(設備) 居室、調理室、浴室、医務室、静養室、便所等 (面積) 居室:1室4人以下、1人当たり4.95㎡以上 乳幼児居室:1室6人以下、1人当たり3.3㎡以上	(設備) 医療法に規定する病院としての設備、訓練室、浴室等	(設備) 指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場、医務室、相談室、調理室、便所等 (面積) 指導訓練室:1室10人、1人当たり2.47㎡以上 遊戯室:1人当たり1.65㎡以上	(設備) 医療法に規定する診療所としての設備、指導訓練室、屋外訓練場、相談室、調理室	(設備) 居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室、便所 (面積) 居室:1室4人以下、1人当たり4.95㎡以上
人員に関する基準	(職員) 嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者、看護師、心理指導担当職員、職業指導員 (主に知的障害児の入所施設の児童指導員、保育士の数) 児童の数を4.3で除した数以上、児童30人以下のときは1人追加 (主に盲ろうあ児の入所施設の児童指導員、保育士の数) 乳幼児4人当たり1人以上、少年5人当たり1人以上、児童35人以下のときは1人追加 (主に肢体不自由のある児童の入所施設の場合の児童指導員、保育士の数) 児童の数を3.5で除した数以上	(職員) 医療法に規定する病院として必要な人員、児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、理学療法士、作業療法士、心理指導担当職員 (主に肢体不自由児の入所施設の児童指導員、保育士の数) 乳幼児10人当たり1人以上、少年20人当たり1人以上	(職員) 嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員、言語聴覚士、看護師 (児童指導員、保育士、機能訓練担当職員、言語聴覚士、看護師の数) 児童の数を4で除した数以上 (主に難聴児の通所施設の言語聴覚士の数) 4人以上 (主に重症心身障害児の通所施設の機能訓練担当職員の数) 1人以上	(職員) 医療法に規定する診療所として必要な人員、児童指導員、保育士、看護師、理学療法士、作業療法士、児童発達支援管理責任者 (児童指導員及び保育士の数) 児童4.5人当たり1人	(職員) 医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士、調理員 (児童指導員及び保育士の数) 児童4.5人当たり1人
運営に関する基準	(評価) 業務の質の評価を自ら行い、定期的に外部評価を受け、改善を図る。 (長の資格) 長の資格(医師であって、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者など)を規定。	(評価) 業務の質の評価を自ら行い、定期的に外部評価を受け、改善を図る。 (長の資格) 長の資格(医師であって、障害に応じた診療内容に相当の経験を有する者)を規定。	(評価) 業務の質の評価を自ら行い、定期的に外部評価を受け、改善を図る。 (長の資格) 長の資格(医師であって、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者など)を規定。	(評価) 業務の質の評価を自ら行い、定期的に外部評価を受け、改善を図る。 (長の資格) 長の資格(医師であって、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者など)を規定。	(評価) 業務の質の評価を自ら行い、定期的に外部評価を受け、改善を図る。 (長の資格) 長の資格(医師であって、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者など)を規定。

■児童福祉施設の主な基準一覧 (※施設数は平成24年8月現在)

主な基準	児童自立支援施設 (2箇所)	児童家庭支援センター (3箇所)
設備に関する 基準	(学科指導に関する設備) 小学校、中学校又は特別支援 学校の学校教育法の規定を準 用	(設備) 相談室
人員に関する 基準	(職員) 児童自立支援専門員、児童生 活支援員、嘱託医、個別対応職 員、家庭支援専門相談員、栄養 士、調理員 (児童自立支援専門員及び児 童生活支援員の数) 児童4.5人当たり1人	(職員) 児童家庭支援センターにおける 支援業務を担当する職員
運営に関する 基準	(評価) 業務の質の評価を自ら行い、定 期的に外部評価を受け、改善を 図る。 (長の資格) 長の資格(医師であって、精神 保健に関して学識経験を有する 者など)を規定。	

■指定通所支援の事業の主な基準一覧 (※指定事業所数は平成24年8月現在)

主な基準	指定児童発達支援 (34箇所)	指定医療型児童発達支援 (8箇所)	指定放課後等デイサービス (23箇所)	指定保育所等訪問支援 (0箇所)
設備に関する基準	(設備) <児童発達支援センターの場合> 指導訓練室、遊戯室、屋外遊技場、医務室、相談室、調理室、便所、静養室、聴力検査室等 <児童発達支援センター以外の事業所の場合> 指導訓練室等 (面積) 指導訓練室:定員おおむね10人、1人当たり2.47㎡以上 遊戯室:1人当たり1.65㎡以上	(設備) 医療法に規定する診療所としての設備、指導訓練室、屋外訓練場、相談室、調理室等	(設備) 指導訓練室等	(設備) 事業運営に必要な専用の区画等
人員に関する基準	(従業者の数) <児童発達支援センターの場合> 嘱託医:1人以上 児童指導員及び保育士:児童の数を4で除した数以上、ただし各1人以上 栄養士:1人以上 調理員:1人以上 <児童発達支援センター以外の事業所の場合> 指導員又は保育士:障害児10人まで2人、障害児10人以上5人ごとに1人追加 児童発達支援管理責任者:1人以上 機能訓練を行う場合は機能訓練担当職員を配置 <主に重症心身障害児が通う事業所の場合> 嘱託医:1人以上 看護師:1人以上 児童指導員又は保育士:1人以上 機能訓練担当職員:1人以上	(従業者の数) 医療法に規定する診療所として必要な従事者:必要数 児童指導員:1人以上 保育士:1人以上 看護師:1人以上 理学療法士又は作業療法士:1人以上 児童発達支援管理責任者:1人以上 言語訓練等を行う場合は機能訓練担当職員を配置	(従業者の数) 指導員又は保育士:障害児10人まで2人以上、 障害児10人以上5人ごとに1人追加 児童発達支援管理責任者:1人以上	(従業者の数) 訪問支援員:必要数 児童発達支援管理責任者:1人以上
運営に関する基準	(利用定員) 10人以上 <主に重症心身障害児が通う事業所の場合> 5人以上	(利用定員) 10人以上	(利用定員) 10人以上	

■指定障害児入所施設等の主な基準一覧 (※指定施設数は平成24年8月現在)

主な基準	指定福祉型障害児入所施設 (6箇所)	指定医療型障害児入所施設 (4箇所)
設備に関する 基準	<p>(設備) 居室、調理室、浴室、医務室、静養室、便所等</p> <p>(面積) 居室:1室4人以下、1人当たり4.95㎡以上 乳幼児居室:1室6人以下、1人当たり3.3㎡以上</p>	<p>(設備) 医療法に規定する病院としての設備、訓練室、浴室等</p>
人員に関する 基準	<p>(従業者の数) 嘱託医:1人以上 看護師:1人以上(主として肢体不自由児の入所施設の場合) 児童指導員:1人以上 保育士:1人以上 栄養士:1人以上 調理員:1人以上 児童発達支援管理責任者:1人以上 児童5人以上に心理指導を行う場合は心理指導担当職員を配置 職業指導を行う場合は職業指導員を配置</p> <p>(児童指導員・保育士の数) <主に知的障害児の入所施設の場合> 児童の数を4.3で除した数以上、児童30人以下のときは1人追加</p> <p><主に盲ろうあ児の入所施設の場合> 乳幼児の数を4で除した数と少年の数を5で除し</p>	<p>(従業者の数) 医療法に規定する病院として必要な従事者:必要数 児童指導員:1人以上 保育士:1人以上 児童発達支援管理責任者:1人以上</p> <p><主に重症心身障害児の入所施設の場合> 心理指導担当職員:1人以上</p> <p><主に肢体不自由児の入所施設の場合> 理学療法士又は作業療法士:1人以上</p> <p>(児童指導員・保育士の数) <主に肢体不自由児の入所施設の場合> 乳幼児の数を10で除した数と少年の数を20で除した数の合計数以上</p>
運営に関する 基準	<p>心身の状況等の把握、サービス提供の記録、入所支援計画の作成等</p>	<p>心身の状況等の把握、サービス提供の記録、入所支援計画の作成等</p>